

議案第 23 号

かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 2 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例

かすみがうら市手数料条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する手数料の部中通知カードの再交付（通知カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）の款を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。